

令和7年度 第2回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 令和7年9月1日（月曜日）午後4時から午後5時45分まで

【場 所】 可児市役所 4階第3会議室

【出席者】 審議会委員9人、事務局12人

1. 部長あいさつ及び諮問書の交付

本日は大変暑い中、また、お忙しいところ、第2回可児市上下水道事業経営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回は前回の審議会で説明したとおり、「適正な下水道使用料について」を、正式に諮問申し上げます。本諮問の目的は今後の投資及び財政の持続可能性を総合的に検討し、将来を見据えた適切な使用料水準を見定めることにあります。

このあと、事務局より今後の財政見通し等についてご説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、各々の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

＜水道部長から会長への諮問書の交付＞

使用料算定期間：令和8年度から令和12年度の5年間



2. 会長あいさつ等

【会長あいさつ要旨】

大変暑い日が続いておりますが、ご出席いただきありがとうございます。ここ2週間ほど暑い日が続いていますが、幸い渇水などの話はなく、ありがたいことだと思います。

【定足数】

会長より定足数（9名出席）を満たすことの説明

【議事録署名者】

会長より議事録署名者として大杉委員と川崎委員の指名

3. 前回の質問事項についての回答

発言者：☆＝会長 ○＝委員 ●＝事務局

●上水道・下水道の老朽管更新計画について説明

☆水道は基幹管渠の更新が46.5%まで完了していて、水道整備基本計画は令和9年度に見直しを行う。下水道管渠については全体が約600kmであり、特に傷んでいる部分が6.2kmあるということか。

●ストックマネジメント計画は国が指導し、5年を1期として計画している。6.2kmは1期目の計画で整備する部分である。

☆計画の対象が6.2kmであり、そのうちの5.5kmが完了しているということか。

●そうである。

☆水道の基幹管渠の更新は46.5%まで完了したということであるが、下水道の重要な管渠についてはどれくらい完了しているかを示す数値はあるか。

●まずはセラミック管を修繕、改築していく方針で進めている。

☆セラミック管は83km敷設されていると説明があったが、その修繕を重点的に進めていくということか。

●ひび割れを通じて水の浸入が起きるため、その部分を優先的に進めている。

○50年の耐用年数を超えた管は今後すべてセラミック管に移行するのか。

●現時点で50年を超える管は鉄筋コンクリート管である。そのような管に対しては、まずは管内調査を行う。修繕が必要な部分には内側に新しい管を敷設する管更生工事を行うため、すべてセラミック管に移行するわけではない。

☆塩ビ管よりセラミック管のほうが古くて弱いのか。

●セラミック管のほうが入れた年度が新しい。塩ビ管については、入れた年度が古い箇所もあれば新しい箇所もある。

☆管更生は基本的には内側から修繕するのか。

●費用を比較すると、内側から修繕するほうが掘って管を入れ替えるよりも安いので、管更生工事を行う。

○漏水について、上水道はきれいな水が漏水すると理解しているが、下水道が漏水した場合どのような影響があるか教えてほしい。

●下水道管については内側から圧がかからないため、漏水することはない。逆にひび割れた部分から地中の水が入ってくることが多いので、外に漏水するということは想定していない。圧送管を使ってくみ上げ、下流側のマンホールに流す場合は圧がかかるため、漏水する可能性があるかもしれないが、基本的には高いところから低いところに流す自然流下の仕組みであり、圧がかからないため、漏水することは想定しにくい。

4. 議題

議題（1）～（3）について、事務局説明と質疑応答を行った。

- （1）適正な下水道使用料について
- （2）井戸水等使用世帯における認定水量について
- （3）県内団体との比較

発言者：☆＝会長 ○＝委員 ●＝事務局

【議題（1）適正な下水道使用料について】

●議題（1）について説明

☆本日は議題について何か結論を出すわけではなく、資料の説明について疑問点があれば質問するという流れでよい。

●今回は収支についての現状を説明させていただく。次回は具体的な数字を入れた収支計画、適正な使用料水準についての方針を示させていただきたい。今回の説明の中で、ご意見やご不明点があれば説明させていただく。また、追加資料が必要になる場合は次回改めて説明させていただく流れである。

☆最終的には下水道使用料をどのようにするかが論点であるが、今回はその前提として制度やお金に関わる現状を説明していただいた。専門用語が多く、分かりにくい部分があるため、言葉の意味が分からない等、自由に質問していただきたい。

○汚水は管を通過して各務原浄化センターまで流れた後、処理されると思うが、その費用は一律で決まっているのか。また、浄化センターまで他の市町と共用する管について、老朽化対策や施設の不良に関する費用負担はどのように分担されているのか。

☆流域下水道の施設に関する修繕費等の費用分担について説明いただきたい。

●通常の維持管理については、可児市内の管は可児市が管理している。各務原浄化センターに関する軽微な修繕費は、流域下水道維持管理負担金の中に含まれている。大規模な改修については10ページに記載がある資本的支出の表のうち、建設改良費の中に含まれる建設負担金という費用で県に別途支払をしている。建設負担金は汚水量によって定められた負担比率によって決まり、維持管理負担金は流域下水道に実際に流した汚水量によって決まる。そのため、一律ではない。

☆流域下水道に関する施設で大規模な修繕がある場合には、その都度、請求書をもって、支払うイメージでよい。

●そうである。予算編成時期に次年度にどれくらいの規模の工事を行うかが県より示される。現在は耐用年数を延長するための管更生や電気設備の工事が多くなっている。

☆埼玉県八潮市の陥没事故について、場所は八潮市であるが、流域下水道に接続される手前で県が管理していた箇所であった。県と市が管理する箇所は色分けされているのか。

●市内には流域下水道への流入ポイントがある。流入ポイントまでの管渠は市の管理であり、流入ポイント以降の管渠は県の管理である。市内に流入ポイントは14箇所あり、そこ

で流入水量の計測も行っている。そこで測った水量に応じて、県から負担金が請求される。

☆収益的収支の一般会計負担金と資本的収支の一般会計出資金の違いを教えてください。

●一般会計負担金については維持管理、一般会計出資金については元金償還に充てるものである。償還金の 14.9 億円のうち、総務省が定める元金に対する割合等の基準に従い、4.2 億円が一般会計出資金となる。

☆理解した。お金の出入りが収益的収支や資本的収支と分かれており、分かりにくい部分もあるが、単年度の赤字と黒字については収益的収支、長期的な施設の維持管理については資本的収支という視点でイメージするとよい。収入と支出の差の△10.8 億円は内部留保資金で補てんするという説明があるが、14 ページの現金残高の推移とは別であると思うので、内部留保資金の残高の推移を次回以降に示してほしい。

●次回、資料を用意する。

☆内部留保資金をある程度保ちながら経営できれば、短期的にも長期的にも赤字にならないと考える。他の自治体には、最低限 10 億円程度は保持するといった目標数値がある場合が多い。可児市の場合、そのような目標数値は経営戦略や施設整備計画等に載っていないか。審議会でその都度、妥当な額を保持できているか議論するということか。

●そうである。

○8 ページに令和 6 年度に流域下水道維持管理負担金の単価が 56 円から 62 円に改定され、6 円値上がりしたと説明がある。物価や労務費等の上昇により増加の可能性があるとのことだが、どれくらい増加するか、大体の見込みの数値はあるか。

●流域下水道維持管理負担金を値上げする際、県は日銀の消費者物価指数をもとに物価上昇率を加味して令和 6 年度から 8 年度までの今後 3 年間で必要になる額を算定した。その結果、6 円値上げすることになった。

○つまり、物価の上昇を見込んだ費用の見通しということか。

●そうである。次回示させていただく下水道使用料の収入計画についても、物価上昇を想定した上で作成する。

☆12 ページの表を見ると、令和 8 年度以降の建設改良費は、年間 12 億から 14 億円で推移

しており、令和 12 年度まで上昇傾向にある。これは人件費、労務費、資材費が高騰し、工事単価も値上がりしたと考えられる。将来の物価を想定することは難しいが、ある程度の物価上昇も加味した上でこの表は作られているということか。

●年度別の工事費は行う工事によって金額が変動するが、その工事費については物価上昇を加味している。

☆冒頭の水道についての説明で、漏水が年間約 70 件あると話があった。その修繕について、入札での契約か随意契約などの簡易的な契約であるか教えてほしい。直近の工事費は値上がりしているかどうか教えてほしい。

●管設備共同組合と単価契約をしており、その都度その単価で工事を行っている。

☆今年度の契約内容は昨年度時点で決定しているが、今年度に工事単価が値上がりしても影響は受けず、次年度の契約の際に交渉するということか。

●物価が大きく値上がりしてしまった場合、年度途中でも組合から交渉があるかもしれないが、基本的には当初の単価のままである。

○12 ページのグラフでは、令和 7 年度の建設改良費は約 6 億円であり、将来は倍近い金額になると示されている。そのように増加する根拠はどのようなものか。

●下水道の管渠は 50 年の耐用年数であるが、令和 6、7 年度時点で 50 年を超えてくるものはまだ少なく、管渠延長全体の 4%程度である。しかし、今後は 50 年を超す管渠が増加する。可児市の公共下水道は平成 2、3 年から整備を始めたため、令和 10 年度から 13 年度には更新費用が増加し、その後は徐々に減少する。ストックマネジメント計画は、100 年間の全体の計画を事前に立て、さらに 5 年を 1 期として計画を立てる。その際、年間でどれくらいの費用が必要になるかを計算した結果、約 4.5 億円から約 6.5 億円の間で推移すると見込んでいる。

☆12 ページのグラフに載っているのは令和 17 年度までであるが、この後にグラフの最大値以上の支出はあるのか。令和 12 年度がピークであり、その 50 年後までは支出は落ち着くという考え方でよいのか。

●先ほど説明した 100 年間の全体計画がストックマネジメント計画の基本方針である。この基本方針はどれだけのボリュームで工事を行うかという視点で考えられているため、単価が上がっていけば、全体の費用も上がっていくと予想できる。

☆管更生を行うと耐用年数はどれくらい延長されるか。

●管更生を行えば、耐用年数はさらに 50 年延長される。

○11、12 ページのグラフを見ると、収入の企業債は徐々に増加しているのに対して、支出の償還金はそこまで多くない。返済の計画は立てているのか。

●15 ページのグラフを見ると、近年の企業債残高は減少している。このグラフに記載はないが、令和 6 年度より前は、さらに残高が多かった。起債の年間償還額については、令和元年度には元金だけで約 17 億円、令和 6 年度は約 14 億円であり、減少傾向にある。令和 9 年度頃には約 10 億円を切り、約 9 億円になる見通しである。

☆11、12 ページのグラフが企業債の新たに借りる分と返す分を示しており、縦軸の単位は 10 億円である。一方、15 ページのグラフは企業債の残高を示しており、縦軸の単位が 160 億円と大きい。これまでかなり大きな額を償還してきたため、近年は減少傾向ではあるが、令和 11 年度以降は管渠更新を進めるため、徐々に増加していく見込みである。

【議題（2）井戸水等使用世帯における認定水量について】

●議題（2）について説明

☆井戸水を使用する場合はメーターがないため、1 世帯あたりの人数でどのくらい水を使うかあらかじめ決めるということであるが、その水量が妥当かどうかを 21 ページで確認する流れでよいのか。

●前回と同様に現行の認定水量と実際の使用水量を比べたうえで、答申をいただきたいと考えている。

☆21 ページの表の右 2 列を見ると、1 人、2 人世帯は認定水量よりも実際の使用水量のほうが少なく、7 人世帯以上になるとやや多くなるという見方でよいのか。

●そうである。1 人から 5 人世帯までが全体の 98%を占めている。6 人世帯以上になると世帯数が少なく、その時々々の生活状況によってかなり水量が変わってきてしまう。6 人世帯以上を見ると認定水量よりも実際の使用水量のほうが多いところがあるため、上昇幅の平均値をとるなどしながら、認定水量を考えていきたい。

☆1人、2人世帯の認定水量について、現時点で現行を維持する、あるいは変更するか、たたき台として考えていることはあるか。

●平均水量と大差がない部分もあるが、なるべく実態に合わせていきたいと考えている。

☆1人、2人世帯については平均水量に合わせて、認定水量を減らす方向で考えているのか。

●そうである。

○井戸水の認定水量について、このように見直しを行い、改定されていることを知らない市民の方が多いと思う。このことについて、市民の方々にもっと知ってもらえると思う。

☆井戸を使っている世帯の増減を教えてほしい。

●令和7年度の最新のデータでは井戸と水道の併用は約630世帯あり、井戸のみは約30世帯である。過去と比較すると、前回の改定時の令和元年度の併用は約700世帯であったため、大きく減少している。

☆井戸水について、昔は地震発生時には安心といわれるときもあったが、最近では有害物質等が確認されるなど、メリットとデメリットがあると考えられる。また、水質調査をそれぞれの家で実施しなければならないので、管理が難しい部分もある。

○浄化槽の場合、下水道使用料の計算はどのようにするのか。

●下水道管に流入しないため、下水道使用料はかからない。

☆浄化槽の場合、汚水は下水道管に流入しておらず、それぞれの家で電気代やメンテナンスに必要な薬剤等の維持費を負担している。合併浄化槽と下水道の世帯を比較すると、どちらが安いのか。

●水道を多く使う家庭は合併浄化槽の方が費用は安くなる傾向がある。節水したい場合には、下水道に接続しているほうが、高い効果が出る。合併浄化槽の場合、水道の分は節水効果が出るが、年間契約で維持メンテナンス代を負担しなければならないため、下水道の費用は抑えられない。

【議題（3） 県内団体との比較】

●議題（3）について説明

☆23 ページは県内の市、24 ページは流域下水道に接続している市町と使用料を比較したものである。23 ページのグラフは、令和8年度から使用料を改定する市町村が緑色に着色されているとのことだが、多治見市は緑色に着色されていない。今年度から多治見市の経営審議会に出席しており、現時点で令和8年度から改定すると思われる。

●着色しているのはホームページで使用料改定について公表している市町のみである。

☆24 ページの岐南町の使用料について、非常に安い、どのような理由があるか。

●街がコンパクトであり、設備的にロスが少ない。ポンプ施設等が少なく、修繕費用等が抑えられていると考えられる。また、町が裕福であれば、基準外繰入金によって使用料を安くしている場合もある。

☆維持管理負担金の額の差ではなく、市町ごとの一般会計からの繰入金の差や管渠や施設の多さが関係してくるということか。

●そうである。

☆流域下水道に接続している市町の中で比較すると、可児市の使用料は高い方ではあるが、ほとんどの市町が横並びである。

○上水道には基本料金があると思うが、下水道に基本料金や従量料金はあるのか。

●下水道の基本使用料は税込で 737 円であり、それに加え、使った量に応じて使用料がかかる。1～10 m³までが 88 円/m³、11～40 m³までが 165 円/m³、41～250 m³までが 182 円/m³、250 m³以上は 193 円/m³となる。家庭によって差はあると思うが、一般家庭で1ヶ月に 20 m³ 使用した場合は 3,267 円になる。

○ストックマネジメント計画はどこが決めた方針で、どのような内容か。

●策定はそれぞれの自治体で行っている。市全体ではなく、下水道については下水道課、水道については水道課で作成している。

☆経営戦略は総務省から作成を依頼されているが、ストックマネジメント計画も同じであるか。

●依頼があるのではなく、策定することが補助金の交付要件であるため作成している。

☆ストックマネジメント計画の概要を説明いただきたい。

●修繕の対象施設や場所、延長のほか、どのくらいの費用がかかるか、計画によってどれだけコストが削減されるかが記載されている。

☆ストックとフローという言葉があり、ストックとは資産全体である。その資産をどのように管理するかを考える際に施設を長期的にどのように修繕していくかという経営の長期計画がストックマネジメント計画である。

☆アセットマネジメント計画とストックマネジメント計画の使い分けはあるか。

●アセットマネジメント計画は今後の見通しも含めた経営のスタイルについてであり、ストックマネジメント計画は現在ある施設等をどのように修繕していくかについてである。

○使用料を他の市町と比較をするということは、ある程度、他の市町と使用料を合わせたという考えなのか。

●企業会計は独立採算が原則であるため、使用料が他の市町との平均と比べて高い状態になっても、経営状況によっては値上げする可能性がある。そのため、他の市町と合わせる、平均をとるという考えはない。必要な費用が足りなければ、使用料を値上げするという方針である。

☆水道料金について、国の水道ビジョンでは近隣の市町村との均衡を見るべきという文言があったと思うが、下水道についてはどうか。

●その点については確認していない。

☆経営状況によっては使用料を値上げせざるを得ないが、他の市町と比較することで、現行の使用料が妥当であるかを知ることができる。愛知県新城市は過疎地かつ上下水道使用料を大きく値上げしたことで、若い世代が住まなくなってしまうという懸念がある。そのため、比較することには意味があると考えられる。

事務局から、今後のスケジュールについて説明していただきたい。

●27 ページについて説明

○机上配布の資料について説明してほしい。

●可児市下水道供用開始区域一般図について説明。

○農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道の違いはなにか。

●一般家庭が利用するにあたって、区別はなにもない。管轄の省に違いがある。

☆農業集落排水事業については農水省の管轄であり、公共下水道と特定環境保全公共下水道は国交省の管轄である。会計は統合されているため、今回使用料を議論しているのは全体についてということになる。

5. その他

【今後のスケジュール等】

・ 次回の開催日は 10 月 28 日(火)16 : 00 開始予定

(会議終了)